府　令　・　省　令

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省　令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省　令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（共通経費の配賦基準） **第二十条の二**　機構法第十七条の二第三項の規定により特別の勘定を設けて経理する場合において、経理すべき事項が当該特別の勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該特別の勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の承認を受けて定める基準に従って、各勘定に配分することにより経理することができる。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

法　規　的　告　示

○財務省、農林水産省、経済産業省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年六月十五日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：下関支店 郵便番号：750―0016 所在地：山口県下関市細江町１丁目１番地13号 電話番号：083―223―1151	営業所又は事務所の名称：下関支店 郵便番号：750―0016 所在地：山口県下関市細江町１丁目２番地12号 電話番号：083―223―1151

(2)　変更年月日

令和８年６月15日

(3)　変更の理由

移転のため

○農林水産省告示第七百六十四号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、木質ペレット燃料の日本農林規格（令和五年農林水産省告示第七百四十一号）（ＪＡＳ　〇〇三〇）を廃止し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年七月十五日から施行する。

令和八年六月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○経済産業省告示第七十号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量を次のように減少することとしたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量（法第五条第一項に規定する石油基準備蓄量をいう。以下同じ。）を減少するため、令和八年六月十六日から令和八年七月十五日までの間に石油精製業者等（同項に規定する石油精製業者等をいう。）が常時保有すべき石油の数量に係る石油基準備蓄量の算定は、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号。以下「施行規則」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

石油基準備蓄量は、届出月（法第五条第一項に規定する届出月をいう。以下同じ。）の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者（法第二条第五項に規定する石油精製業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品（同条第二項に規定する指定石油製品をいう。以下同じ。）の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者（同条第七項に規定する特定石油販売業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者（同条第八項に規定する石油輸入業者をいう。）にあっては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。）を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。

一　その者に係る施行規則第八条第二項第一号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量
二　その者に係る施行規則第八条第二項第二号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量
三　その者に係る施行規則第八条第二項第三号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量
四　その者に係る施行規則第八条第二項第四号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量
五　その者に係る施行規則第八条第二項第五号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量
六　その者に係る施行規則第八条第二項第六号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量
七　その者に係る施行規則第八条第二項第七号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量